

申29号 気動車(エンジン・変速機)の検査内容見直し

会社は、1月に「気動車(エンジン・変速機)の検査内容見直し」として新型装置の投入により信頼性・耐久性の向上が図られ、より最適な時期にメンテナンスを実施することを明らかにしました。これまでの気動車における定期検査は、48箇月又は走行距離が50万kmを超えないいずれかの短い期間での要部検査と96箇月を超えない期間での全般検査を実施し、その中でエンジン・変速機の分解検査を行ってきましたが、テストカーの検証結果をもとにした部外有識者による技術的検証等を踏まえ、安全上問題がないことが確認されたことから検査内容の見直しを図るとしています。

昨年7月1日には、在来線電車の保全体系の見直しとして「電車の検査周期延伸」を実施しましたが、現場からは「検査周期を延伸することによって技術継承や技能伝承が行い難くなっているのではないか」などの声が出されていますが、今回の見直しにおいても同様の課題が孕んでいます。さらに、気動車におけるエンジンと変速機の果たす役割や重要性については言うまでもありませんが、予備機を搭載できないことから故障リスクを軽減させるためにも定期的な検査周期の確保が安全・安定輸送を担保するうえでは必要不可欠であると言えます。

そのため、安全・安定輸送と技術継承の観点から今後の方向性について労使間における認識を深めることが必要であると考え、申29号として申し入れを行いました。

一 項 目

1. 今回の見直しにおいて投入した新型装置及び有識者会議等による検証結果並びに見直しを図る根拠について明らかにすること。
2. 今回の見直しにおいて対象とならなかった機器の理由及びその他機器の検証の有無について明らかにすること。
3. 対象機器における業務量の減少に伴い、技術力の維持・向上及び技術継承に対する考え方について明らかにすること。
4. 今回の見直しにより、対象となる総合車両センター及び車両センターにおける要員の変動効果について明らかにすること。
5. 今回の見直しにおいて対象となる総合車両センターの将来展望について明らかにすること。
6. 今後における気動車の検査内容見直しの計画等について明らかにすること。